

第 13 消防機関へ通報する火災報知設備

1 設置方法等

- (1) 火災通報装置（規則第 25 条第 2 項第 1 号の規定によるもの。以下同じ。）は、防災センター等の常時人がいる場所（以下「防災センター等」という。）の、操作上支障のない位置に設置すること。
- (2) 防災センター等が複数ある場合は、原則として主たる防災センター等に火災通報装置を設け、それ以外の防災センター等には遠隔起動装置を設けること。
- (3) 一の防火対象物に火災通報装置設置義務対象物の部分が 2 以上あり、その管理について権原が分かれている場合は、一の管理権原ごとの対象物の部分に火災通報装置を設置すること。

なお、当該防火対象物全体を管理する防災センター等がある場合は、当該防災センター等にそれぞれの火災通報装置に接続される遠隔起動装置を設置すること。

- (4) 起動装置の押しボタンは、床面からの高さが 0.8 メートル以上で、かつ、1.5 メートル以下の位置に設けること。
- (5) 起動装置は、壁又は防災卓等に固定すること。
- (6) 遠隔起動装置を設ける場合は、火災通報装置を設けた場所との間で相互に通話ができる装置を備えること。
- (7) 火災通報装置から遠隔起動装置までの配線は、規則第 12 条第 1 項第 5 号の規定によること。
- (8) 火災通報装置の電源は、分電盤から専用回路とするとともに、分電盤内の配線用遮断器の見やすい位置に「火災通報装置専用」である旨の表示をすること。
- (9) 規則第 25 条第 3 項第 4 号イに規定する「配線の接続部が、振動又は衝撃により容易に緩まないように措置されている場合」とは、コンセントを日本産業規格 C 8303 の「抜け止め接地形 2 極コンセント」又は「抜け止め 2 極コンセント」のうち定格が 15 A 125 V のものに適合するものとする。ただし、他の方法により容易に緩まない措置がされている場合にあっては、この限りでない。
- (10) 火災通報装置は、原則、自動火災報知設備と連動して起動しないこと。

ただし、次のアからウまでに掲げる防火対象物に設置する火災通報装置にあっては、この限りでない。

ア 連動義務対象物

令別表第 1 (6)項イ(1)及び(2)並びにロ、(16)項イ、(16 の 2) 項及び (16 の 3) 項に掲げる防火対象物（同表(16)項イ、(16 の 2) 項及び (16 の 3) 項に掲げる防火対象物にあっては、同表(6)項イ(1)若しくは(2)又はロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）

イ 連動推進対象物

令別表第 1 (5)項イ及び(6)項イ(3)並びにハ（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）、(16)項イ、(16 の 2) 項及び (16 の 3) 項に掲げる防火対象物

第 13 消防機関へ通報する火災報知設備

(同表(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物にあっては、同表(5)項イ又は(6)項イ(3)若しくはハに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。) その他消防長が必要と認める防火対象物

ウ 連動承認対象物(夜間及び休日等において無人の場合に限る。)

公立の保育園及びこども園

- (1) 火災通報装置は、認定品又は「火災通報装置の基準」(平成8年消防庁告示第1号。以下「告示1号」という。)に適合するものとする。

2 火災通報装置を接続することができる電気通信回路

- (1) アナログ回線又はデジタル回線

火災通報装置を接続することができる電気通信回路設備は、電気通信回線設備のうち、次に定めるアナログ回線又はデジタル回線とするとともに、電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下同じ。)に定める指定電気通信設備に該当する交換機等で他の回線と代表群を形成しないものであること。ただし、告示1号第2・1の2に定める特定火災通報装置については、アナログ回線とすること。

注) 代表群とは一般に「代表取扱い」といわれる機能であり、代表群はアナログ回線又はデジタル回線を混在して形成することができる。したがって、消防機関からの呼び返しを確実に火災通報装置の送受話器等に伝達させる必要があるため、火災通報装置の接続されている回線は代表群を形成させないことが必要である。

ア アナログ回線

電気通信回線設備と端末設備を接続する分界点(主配線盤(以下「MDF」という。)又は保安器)においてアナログ信号を入出力するもので、主として音声の伝送交換を目的とする電気通信役務の用に供する回線(以下「電話回線」という。)(図1参照)

イ デジタル回線

サービス総合デジタル網(以下「ISDN」という。)における64キロビット毎秒のBチャンネル(情報チャンネル)と16キロビット毎秒のDチャンネル(信号チャンネル)を組み合わせた基本インタフェース(2B+D)のデジタル回線(以下「ISDN64回線」という。)(なお、Dチャンネルは他のインタフェースと共用しないものである。)

- (2) IP回線

IP回線を利用する電話回線(以下「IP電話回線」という。)は発信可能な電話番号に制限があることから、火災通報装置を接続することができるIP電話回線は119番への緊急通報用電話番号に発信でき、かつ消防機関側の呼返し信号に確実に応答できるIP電話回線に限り接続できるものとする。

3 電気通信回線と火災通報装置の接続方法等

火災通報装置と電気通信回線等の接続については、電気通信事業法によるほか次によること。

(1) 電話回線に接続可能な火災通報装置（以下「火災通報装置（アナログ用）」という。）と電話回線の接続は、次によるものとする。

ア 屋内配線と火災通報装置の接続

(ア) 端末設備に構内交換機（P B X）又はボタン電話（以下「P B X等」という。）がある場合は、火災通報装置（アナログ用）を分界点とP B X等の間に接続し、P B X等の内線には接続しないこと。（図1参照）

(イ) P B X等がない場合は、火災通報装置（アナログ用）を屋内配線に直接接続すること。（図2参照）

イ 火災通報装置（アナログ用）と分界点までの間の屋内配線には、電話回線とデジタル加入者回線（以下「D S L」という。）を重畳・分離する装置（以下「スプリッタ」という。）以外設置しないこと。（図3参照）

ウ スプリッタを設置する場合は、M D F又は副配線盤（以下「I D F」という。）に設置するとともに、地震等による転倒を防止する措置を講じること。（図3参照）

エ 火災通報装置（アナログ用）が他の端末機器を接続することができる機能を有する場合は、他の端末設備を接続して差し支えないものとする。

図1 a P B X等（アナログ用のP B X）がある場合

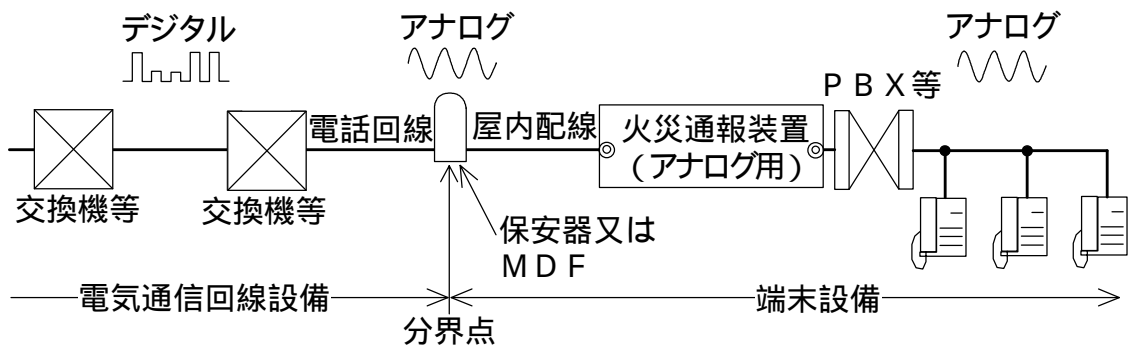


図1 b P B X等（デジタル用のP B X）がある場合

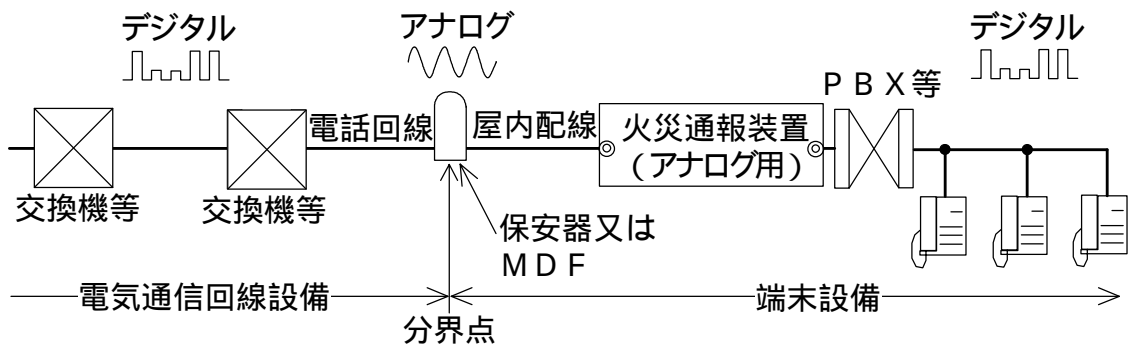


図 2 P B X 等がない場合

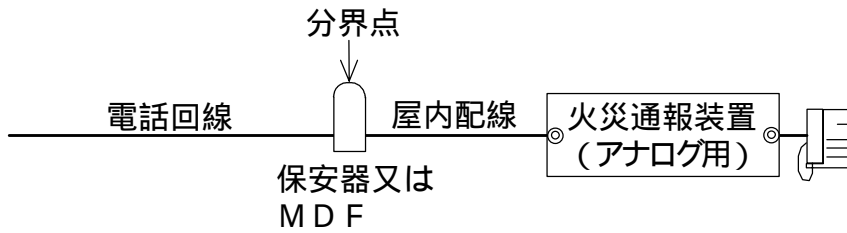
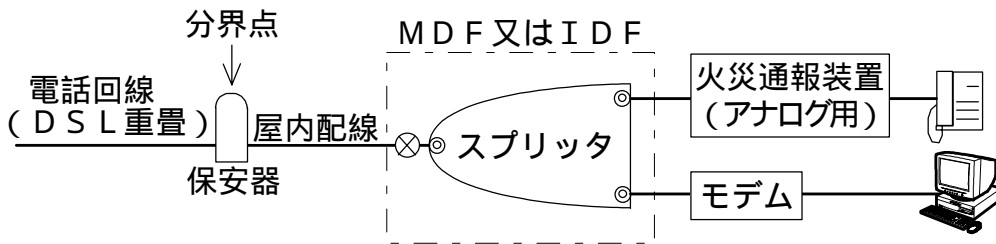


図 3 スプリッタがある場合



注) 保安器はMDFに設置される場合がある。

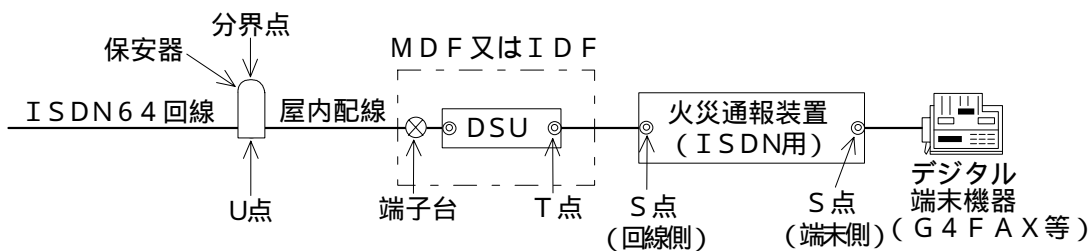
(2) ISDN基準通信機器の機能を有する火災通報装置（以下「火災通報装置（ISDN用）」という。）とISDN64回線の接続等は、次によること。

ア ISDN64回線には、火災通報装置（ISDN用）以外の端末機器を接続しないこと。ただし、火災通報装置（ISDN用）に他の端末機器を接続することができる機能を有する場合は、火災通報装置（ISDN用）本体に64キロビット毎秒の端末機器1台に限り接続することができる。（図4参照）

イ ISDN64回線の終端（以下「U点」という。）に接続する網終端装置（以下「DSU」という。）は、MDF又はIDFに設け、地震等による転倒を防止する措置を講じる。ただし、火災通報装置（ISDN用）と一体となっているDSUにあってはこの限りでない。（図4参照）

ウ 常用電源が停電した場合、DSUは火災通報装置（ISDN用）が予備電源等により作動している間有効に作動するものであること。

図 4 火災通報装置（ISDN用）とISDN64回線の接続例



U点： 伝送路インタフェース規定点（局内回線終端装置と配線設備の最初の接続点）

第 13 消防機関へ通報する火災報知設備

T点： 回線接続装置（DSU）と宅内設備の規定点（PBXやLANなどの宅内制御装置の接続点をいう。なお、宅内制御装置を設置しない場合、T点はS点と同じインタフェース条件が適用されているためISDN標準通信機器を直接接続することが可能）

S点： 宅内制御装置とISDN基準通信機器との接続点（火災通報装置（ISDN用）に端末機器を接続することができるS点がある場合は、64kbpsのデジタル端末機器を接続することができる。）

注）保安器はMDFに設置される場合がある。

(3) 火災通報装置（アナログ用）をISDN64回線に設置する場合は、令第32条を適用して次により設置することとして差し支えないものとする。

なお、接続例は図5によること。

ア 火災通報装置（アナログ用）を接続するターミナルアダプター（ISDN64回線に対応する機能を持たない端末機器をISDN64回線に接続して使用するための信号変換装置で、DSUと組み合わせて使用するもの。以下「TA」という。）は、次の機能を有すること。

(ア) 火災通報装置（アナログ用）の音声信号を正確にISDN64回線に送出でき、かつ、消防機関からの呼び返し等の音声信号を適正に火災通報装置（アナログ用）に伝達できる機能を有すること。

(イ) 火災通報装置（アナログ用）が起動した場合、火災通報装置以外に接続されている他の端末機器が使用中であっても、火災通報装置が発する信号を優先してISDN64回線に接続し、速やかに消防機関に通報できるものであること。

イ 火災通報装置（アナログ用）は、TAの指定されたR点（アナログ端子）に接続すること。

ウ TAのシリアル端子及びUSB端子等のデジタル端子には、機器を接続しない。また、S端子にはDSU以外接続しないこと。

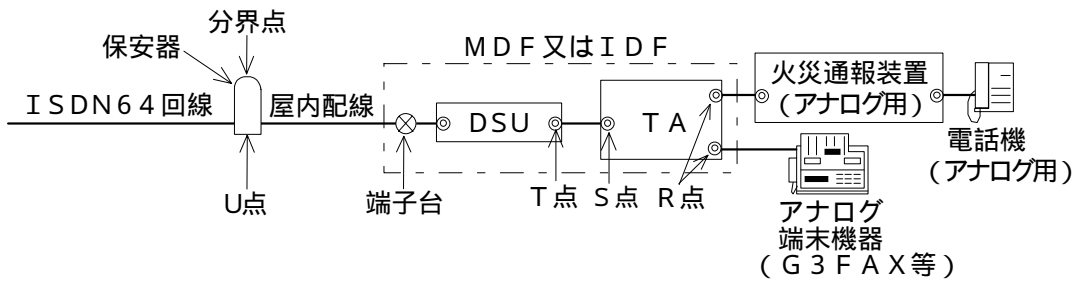
エ 火災通報装置（アナログ用）に接続するTAは、火災通報装置（アナログ用）で接続適合機種とされたもの以外とは接続しないこと。

オ DSU及びTAは、常用電源が停電した場合、火災通報装置（アナログ用）が予備電源等により作動している間有効に作動するものであること。

カ DSU及びTAは、MDF又はIDFに設置するとともに、地震等による転倒を防止する措置を講じること。

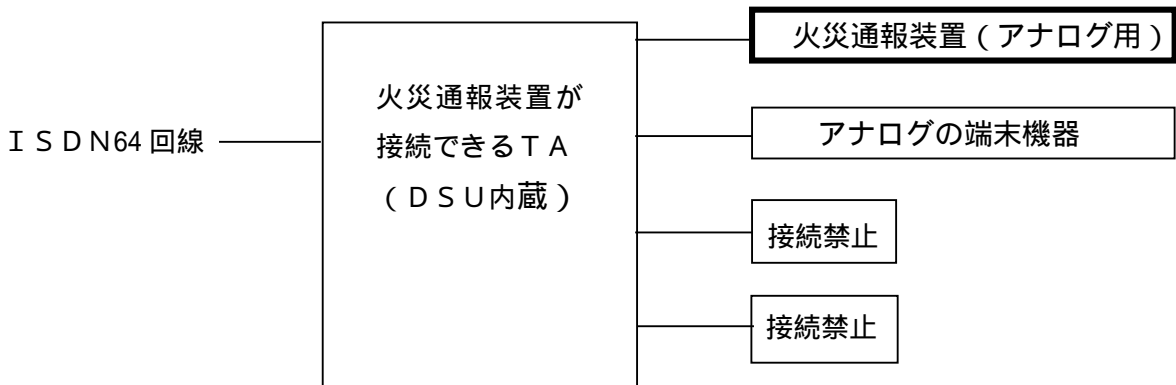
キ ISDN64回線には、火災通報装置（アナログ用）を接続するTA以外他のデジタル端末機器（デジタル電話機、G4FAX及びTA等）を接続しないこと。

図 5 a 火災通報装置（アナログ用）を I S D N64 回線に接続する場合



- U点：伝送路インタフェース規定点（局内回線終端装置と配線設備の最初の接続点）
 - T点：回線接続装置（DSU）と宅内設備の規定点（PBXやLANなどの宅内制御装置の接続点であるが、T点はS点と同じインタフェース条件が適用されているため宅内制御装置を設置しない場合、ISDN基準通信機器を直接接続することが可能）
 - S点：宅内制御装置とISDN基準通信機器との接続点
 - R点：既存のアナログ電話機やアナログ通信機器をTAを介して接続するための接続点
- 注）保安器はMDFに設置される場合がある。

図 5 b TAにDSUが内蔵されている場合の各接続端子の接続例



優先接続機能を有するアナログ端末機器用端子：火災通報装置（アナログ用）を接続すること。

アナログ端末機器用端子：アナログの端末機器（プッシュホン、回転ダイヤル式電話、G3FAXノーリング網制御装置等）を接続することができる。

シリアル端子及びUSB端子：接続禁止（端末機器を接続しないこと。）

S端子（S/T端子と表示される場合がある。）：接続禁止（端末機器を接続しないこと。）

U端子：ISDN64回線を接続すること。

注）TAはDSUと同一場所に設置すること。

図 5 c T A に D S U が内蔵されていない場合又は T A に組み込まれた D S U を使用せず、別に設置した D S U を使用する場合の各接続端子の接続例



優先接続機能を有するアナログ端末機器用端子：火災通報装置（アナログ用）を接続すること。

アナログ端末機器用端子：アナログの端末機器（プッシュホン、回転ダイヤル式電話、G3 F A X ノーリング網制御装置等）を接続することができる。

シリアル端子及び U S B 端子：接続禁止（端末機器を接続しないこと。）

S 端子（S / T 端子と表示される場合がある。）：D S U の T 点に接続すること。（入出力用として複数の接続端子がある場合であっても、D S U 以外の端末機器を接続しないこと。）

注）T A は D S U と同一場所に設置すること。

(4) 火災通報装置（アナログ用）を I P 電話回線に設置する場合は、次によること。

ア I P 電話回線に設置する火災通報装置（アナログ用）は告示 1 号第 3 ・ 8 (3) に定める、自動的に 10 秒間電話回線の開放できるものに限り接続できるものとする。

イ 回線終端装置等（モデム、V o I P 網制御装置等で火災通報装置（アナログ用）を I P 電話回線に接続する装置。以下同じ。）には、機能を停止することなく予備電源に切替わることができる、次に定める無停電電源装置等（以下「U P S」という。）を設置すること。

(ア) 電圧が A C 100 V の正弦波が出力できるものとする。なお、疑似正弦波及び矩形波を出力する U P S は設置しないこと。

(イ) 回線終端装置等に 70 分以上電源供給することができる蓄電池容量のものとする。

(ウ) 蓄電池に密閉型鉛蓄電池を使用したものとする。

ウ U P S を一般電源のコンセントに接続する場合（共用部に設けられる U P S を除く。）は、次によること。

(ア) U P S の電源コードは、壁体等に固定されたコンセントに直接接続（タップ又は延長コード（以下「延長コード等」という。）を介して接続しないこと。）すること。

(イ) U P S を接続するコンセントは 1 (9) により容易に緩まない措置をするほか、

UPSの電源コードと抜け止め2極コンセントの間に「3P 2P変換アダプター」を使用する場合、UPSの電源コードと当該変換プラグを絶縁ビニルテープ等で固定し、容易に緩まない措置をすること。

- (ウ) コンセントには「火災通報用UPS専用コンセント」の表示を行うこと。
- (エ) UPSの電源コードがコンセントから外れた場合は、警報音が鳴動するか、表示灯により電源が供給されていない旨の表示を行うこと。
- (オ) UPSを接続するコンセントは、分電盤との間にスイッチ又は開閉器等の電源を遮断する機器を設けないこと。
- (カ) 回線終端装置等の電源コードは、UPSコンセントに直接接続（延長コード等を介して接続しないこと。）すること。

エ 回線終端装置等のLANポートは次によること。

- (ア) DHCPサーバー機能を持った機器は、通信が正常にできなくなるため接続しないこと。
- (イ) HUBを接続する場合は、HUB以降についてもDHCPサーバー機能を持った機器を接続しないこと。また、HUBに代えてルーターを接続する場合はブリッジモードで接続し、ルーターのDHCPサーバー機能を停止すること。

オ 接続例は図6によること。

図6 a アクセス回線が有線の場合

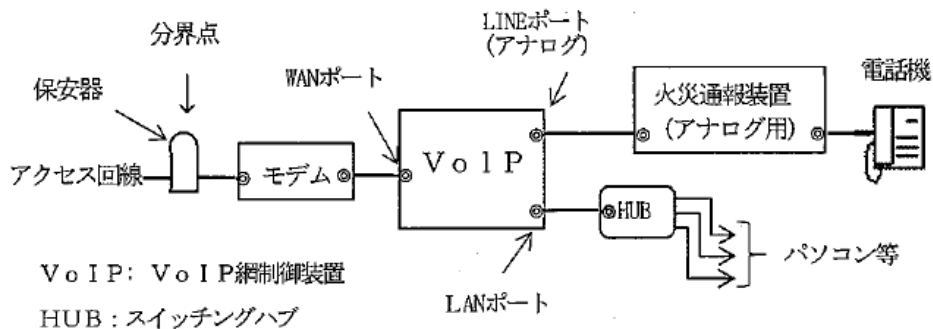
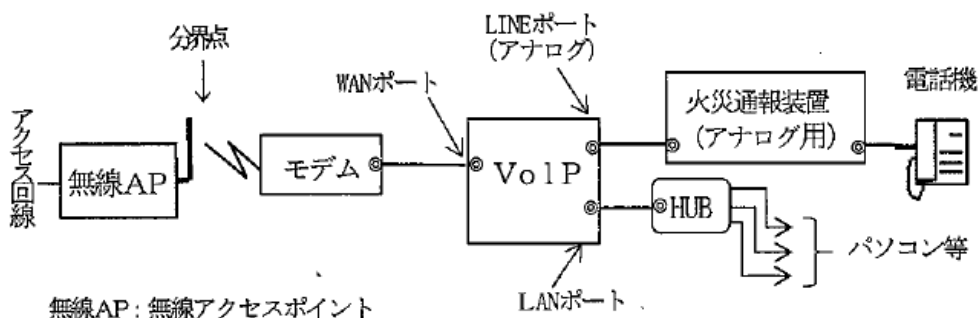


図6 b アクセス回線が無線の場合



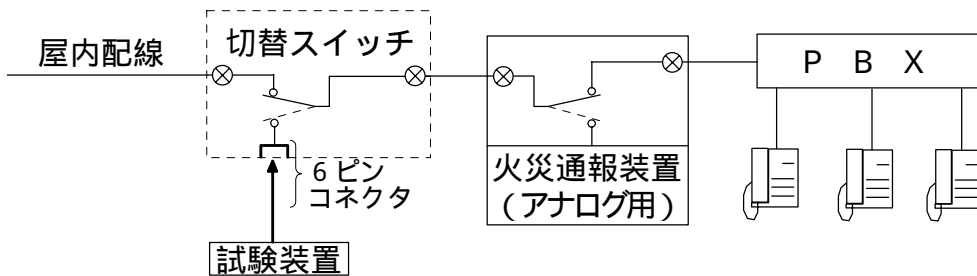
4 試験装置の接続

(1) 火災通報装置（アナログ用）には、試験又は点検を行う場合に電話回線を捕捉しない状態で行うための装置（「火災通報装置用試験装置の基準」（平成 8 年 8 月 19 日付け消防予第 164 号）（別添 1 参照）に適合するもの。以下「試験装置」という。）を、次により接続することができるようにすること。

ただし、火災通報装置の本体に「端末設備等規則第 3 条第 2 項の規定に基づく分界点における接続の方式を定める件」（昭和 60 年郵政省告示第 399 号）に定める通信コネクタ（以下「6 ピンコネクタ」という。）のジャックユニットを有するものは、この限りでない。

ア 屋内配線を 6 ピンコネクタ以外の方式で接続する場合は、試験装置を接続する装置に 6 ピンコネクタのジャックユニットを設けるとともに、当該試験装置を接続した場合に火災通報装置（アナログ用）の信号が外部に送出されないよう切替スイッチを設ける等の措置を講じること。また、試験装置を接続する装置は、点検等に支障がなく容易に手の触れない場所（MDF 又は IDF 等）に設置すること。（図 7 参照）

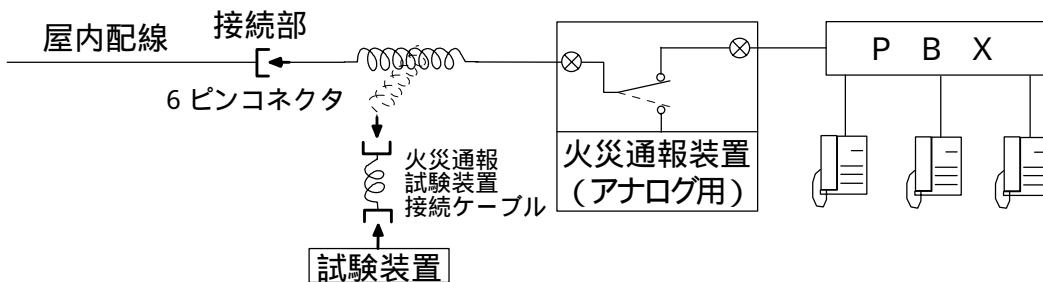
図 7 火災通報装置（アナログ用）と試験装置を接続する装置の設置方法



(注) 6 ピンコネクタの内「↑」印は 6 ピンコネクタプラグを、「↑」印は 6 ピンジャックを示す。
「⊗」印は 6 ピンコネクタ以外（ねじ止め等）の接続を示す。

イ 屋内配線を 6 ピンコネクタで接続する場合の接続部は、火災通報装置の直近で、接続・切り離しが可能な場所とすること。（図 8 参照）

図 8 火災通報装置（アナログ用）と屋内配線を 6 ピンコネクタで接続する場合



(注) 6 ピンコネクタの内「↑」印は 6 ピンコネクタプラグを、「↑」印は 6 ピンジャックを示す。
「⊗」印は 6 ピンコネクタ以外（ねじ止め等）の接続を示す。

- (2) 火災通報装置（デジタル用）には、(1)に準じて試験装置が接続できるようにすること。ただし、前(1)中「火災通報装置（アナログ用）」は「火災通報装置（ISDN用）」、「6ピンコネクタ」は「8ピンコネクタ（ISO8877に規定されるもの）」と読み替えるものとする。

5 表示

スプリッタ、DSU及びTA並びにこれらの機器に接続されている通信用の配線等には、見やすい位置に次の例による表示をすること。（図9参照）

- (1) スプリッタ、DSU及びTA

注 意

- ・本装置には火災の時、消防機関へ通報する火災通報装置が接続されています。
- ・本装置の配線変更、取替え等を行う場合は、消防本部へ届出をしてください。

- (2) 火災通報装置と分界点の間の屋内配線及び機器配線の接続部（火災通報装置本体及び分界点の接続部を除く。）

a 回線側

火災通報用回線
(重要)

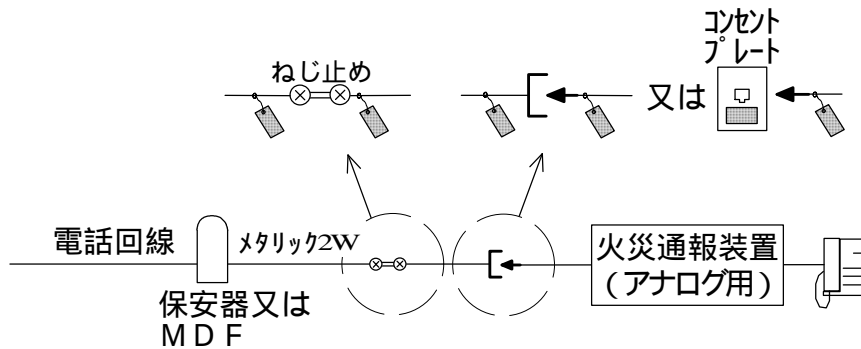
b 火災通報装置側

火災通報装置
(配線変更禁止)

- (3) 前記3(3)ウで接続を禁止したTAの各端子

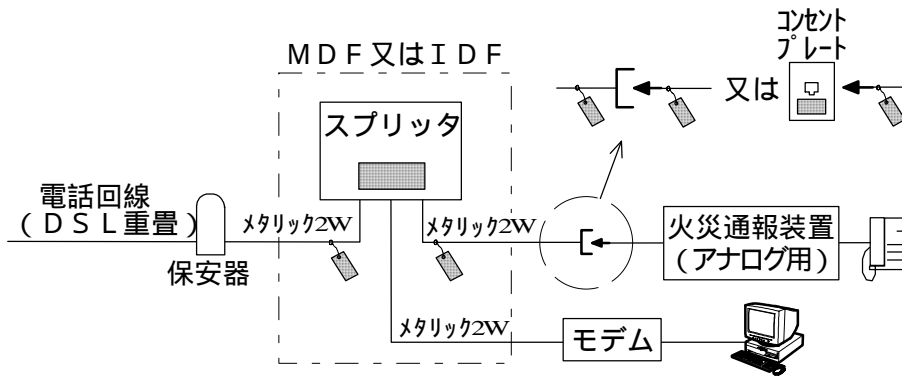
(注意)
端末機器接続禁止

図9 a 電話回線に火災通報装置（アナログ用）を接続する場合



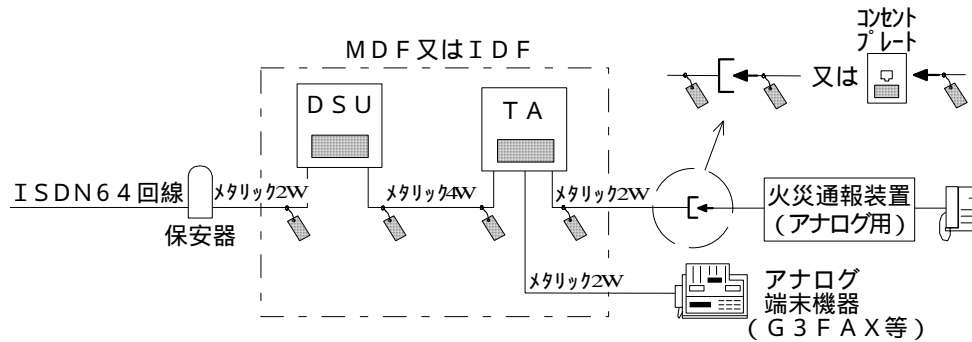
- ① (2) a の表示をすること。 ② (2) b の表示をすること。

図 9 b 電話回線に火災通報装置（アナログ用）とスプリッタを接続する場合



- ① (2) a の表示をすること。 ② (2) b の表示をすること。 ③ (1) の表示をすること。
 注) 保安器はMDFに設置される場合がある。

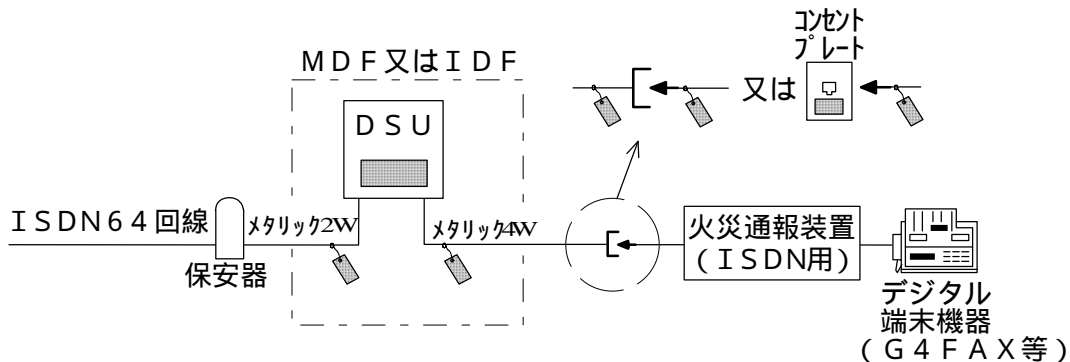
図 9 c I S D N 6 4 回線に火災通報装置（アナログ用）を接続する場合



- ① (2) a の表示をすること。 ② (2) b の表示をすること。
 ③ (1) の表示をするとともに、3(3)ウで接続を禁止したTAの各端子には(3)の表示をすること。

注) 保安器はMDFに設置される場合もある。

図 9 d I S D N 6 4 回線に火災通報装置（I S D N 用）を接続する場合



- ① (2) a の表示をすること。 ② (2) b の表示をすること。 ③ (1) の表示をすること。

注 1) デジタル端末機器 (G4FAX等) の接続 (64kbps の端末機器一台に限る。) は火災通報装置 (ISDN用) に他の端末機器を接続する機能がある場合に限る。

注 2) 保安器はMDFに設置される場合がある。

6 蓄積音声情報に登録する電話番号

蓄積音声情報に登録する電話番号は、防災センター等に設置されている電話機の番号（火災通報装置に電話機が接続されている場合は、火災通報装置が接続されている回線の番号とすることができる。）とすること。

7 自動火災報知設備との連動起動

- (1) 自動火災報知設備は、十分な非火災報対策が講じられていること。
- (2) 起動方式については、感知器からの火災信号によるほか、自動火災報知設備の受信機が火災表示を行う要件である中継器からの火災表示信号又は発信機からの火災信号（以下「火災信号等」という。）と連動起動するものであること。
- (3) 防火対象物全体の火災信号等により連動起動するものであること。ただし、特定共同住宅棟又は共同住宅特例を適用している防火対象物で、火災通報装置が設置されている部分と他の部分が明確に区分されており、早期の通報体制に支障がないと認められる場合は、当該火災通報装置が設置されている部分からの火災信号等による連動起動とすることができる。
- (4) 連動起動する場合は、原則として次のアにより連動させるものとするが、当該工事を行う防火対象物の防火管理者等の関係者が、火災通報装置及び自動火災報知設備の取扱いに精通し、定期的に消防訓練を実施すると認められる場合においては、イにより接続させることができるもの。

なお、この場合は自動火災報知設備に精通した消防設備士（甲種第4類）が工事を行うこと。

ア 別箱で連動停止スイッチを新たに設ける場合にあつては、次によること。

(ア) 連動停止スイッチは専用のものですること。

(イ) 連動を停止した場合は、連動が停止中である旨の表示灯が点灯又は点滅すること。

(ウ) 連動停止スイッチを受信機直近に別箱で設置する場合の電源は、受信機から供給されていること。ただし、特定小規模施設用自動火災報知設備のうち受信機を設けない物等受信機から電源が供給できない場合にあつては、火災通報装置から供給することで差し支えないものであること。

イ 自動火災報知設備の受信機の移報停止スイッチを連動停止スイッチとして使用する場合にあつては、次によること。

(ア) 移報停止スイッチは、他の移報に使用しない火災通報装置専用であること。

(イ) 連動を停止した場合は、連動が停止中である旨の表示灯が点灯又は点滅すること。

(5) 連動停止を行う場合は、点検時及び訓練時のみとし、常時は連動起動すること。

(6) 平成 27 年 2 月 23 日付け 26 予第 994 号「社会福祉施設等における火災通報装置と自動火災報知設備の連動及びその推進について(通知)」は廃止するものとする。

8 その他

(1) 屋内配線、スプリッタ及びTA等は、火災通報装置の附属装置でないため、屋

第 13 消防機関へ通報する火災報知設備

内配線、スプリッタ、T A等の設置等に係る工事については、消防用設備等の工事には該当しない。

- (2) 火災通報装置の着工の際にあっては、火災通報装置の概要表を添付することとする。(別添 2 参照)

別添 1 「火災通報装置の設置に係る指導・留意事項について」(抄)

(平成 8 年 8 月 19 日付け消防予第 164 号)

火災通報装置用試験装置の基準

1 趣旨

この基準は、火災通報装置(アナログ用)に係る機器点検の際に用いる試験装置に係る基準を定めるものとする。

2 試験装置の構造及び性能

試験装置の構造及び性能は、次に定めるところによる。

- (1) 火災通報装置が送出する 10 P P S 若しくは 20 P P S のダイヤルパルス又は押しボタンダイヤル信号のいずれの選択信号も受信することができるとともに、当該選択信号の数字を可視表示することができること。

この場合において、表示することのできる選択信号の桁数は、2 桁以上であること。

- (2) 選択信号を受信した場合には、直ちに呼出音を送出すること。

この場合における呼出音は、事業用電気通信設備規則(昭和 60 年郵政省令第 30 号。以下「設備規則」という。)別表第 5 号の規定に適合すること。

- (3) 通話電鍵、押しボタン、送受話器等を操作することにより、火災通報装置と通話ができること。

- (4) 回線保留機能及び呼返機能を有するとともに、呼返電鍵を操作することにより、火災通報装置に呼出信号を送出できること。

この場合における呼出信号は、設備規則別表第 4 号の規定に適合すること。

また、呼出信号は、呼返電鍵を操作している間、連続して送出されること。

- (5) 着信側(119 番)を話中状態とすることができるとともに、火災通報装置が送出した選択信号を受信し、話中音を送出できること。

この場合における話中音は、設備規則別表第 5 号の規定に適合すること。

- (6) 回線に対し、常に直流電圧(42V 以上 53V 以下)を印加できること。ただし、前記(4)に規定する呼出信号の送出中は、この限りでない。

- (7) 電話回線又は火災通報装置との接続端子は、6 ピンコネクタのプラグユニットとすること。

3 表示

- (1) 試験装置には、次の事項を見やすい箇所に表示すること。

ア 装置の名称

イ 型式記号(性能評定を受けたものにあつては評定番号を併記)

ウ 製造者名又は略号

エ 製造年

オ 取扱操作方法及び注意事項

- (2) 試験装置の操作部分には、その名称及び操作内容を当該部分又はその周辺部分に表示すること。

別添 2

火災通報装置の概要表

設置機器	品名		製造会社名	
	形式		認定番号	
付属機器	品名		製造会社名	
	形式		認定番号	
設置場所 常時人のいる場所	本体		遠隔起動装置	
自動火災報知設備 の受信機の場合				
自動火災報知設備 との連動	連動する		連動しない	
自動火災報知設備 と連動する場合の 蓄積音声情報	ピン、ポーン・ピン、ポーン “自動火災報知設備が作動しました。” (フリガナ) こちらは、 ^{オカザキシ} 岡崎市 電話番号は ^{ニイニイ ノ イチニイサンゼロ} 22 - 1230です。逆信してください。蓄積音声時間 秒			
自動火災報知設備 と連動しない場合 の蓄積音声情報	ピ、ピ、ピ・ピ、ピ、ピ “火事です、火事です。” (フリガナ) こちらは、 ^{オカザキシ} 岡崎市 電話番号は ^{ニイニイ ノ イチニイサンゼロ} 22 - 1230です。逆信してください。蓄積音声時間 秒			
本体から遠隔装置 までの配線	耐火配線	耐熱配線	その他 ()	
常用電源回路	ブレーカーまでの専用回路		コンセント使用の専用回路	
電話回線種別	アナログ回線		デジタル回線	
起動装置の設置高 さ等	本体部分	床面から	m	
	遠隔装置	床面から	m	箇所
接続電話番号			代表電話番号	
二次通報先				

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 選択肢のある欄は、該当事項に を記すこと。
- 3 遠隔起動装置は、常時人がいる場所が複数ある場合には、本体設置場所以外に各所設置すること。
- 4 蓄積音声情報欄には、事前相談をした後、所在地、防火対象物名称及び代表電話番号等にフリガナを付け記入すること。また、電話番号に市外局番は入れないこと。
- 5 二次通報先欄は、管理について重要な職責者が、夜間、休日等において建物内にいない場合がある時には、通報順位、職氏名、電話番号等を記入すること。